

令和 8 年 5 月 定例総会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 29 日（金） 午前 9 時 50 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林中央公民館 大集会室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵 上 憲 明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田 奈穂美	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	荏 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

事務局

局長	村岡浩二	主幹	小原 晴彦	主 幹	山 中 猛	主査	小坂 龍治
主査	宮田 衣美	主査	橋谷 理己				

欠席 村岡浩二局長

議 題

報告第 10 号	農地法第18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 11 号	農用地利用集積等促進計画の変更について
報告第 12 号	農地法第 3 条の規定による許可書の返戻について
議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について
議案第 33 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
議案第 34 号	農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
議案第 35 号	農用地利用集積等促進計画について（所有権）
議案第 36 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第 38 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第 39 号	非農地証明願承認について

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は、成立している事を報告します。はじめに 5 月の行事実績及び 6 月の行事予定を報告します。

 (5 月の行事実績及び 6 月の行事予定報告)

事務局 それでは、開会のことばを東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆様おはようございます。只今より小林市農業委員会、令和 8 年 5 月期の定例総会を開会致します。よろしくお願い致します。

事務局 本日は報告が第 10 号から第 12 号の 16 件、議案が第 32 号から第 39 号の 73 件、合計の 89 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条により、瀬戸山会長に議長をお願い致します。

議長 それでは議事を進行させていただきます。議事に入る前に今月の議事録署名を 4 番吉村委員、6 番 小島委員にお願いします。尚、議案の事前審査につきましては小委員会の付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願い致します。それでは審査報告をお願いします。

 (事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 11 号 農用地利用集積等促進計画の変更について
報告第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可書の返戻について
 (事務局第 10 号、第 11 号、第 12 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、何かございましたらお願い致します。

 (無しの声)

議長 それでは議事に入ります。議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について 下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 32 号 1 番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番

1 1 番

今月は、農地法第 3 条と、農用地利用集積等促進計画の審査を、第 4 小委員会に付託されましたので、議案を 19 日に会長同席のもと審査致しました。その旨を、報告します。申請地を借り受け、ぶどう栽培を行うものであります。審査の結果小委員会は許可相当と判断しました。以上報告します。

議長

ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、許可する事に決定します。

議長

続きまして、議案第 33 号 農地法第 3 条による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局

事務局

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について下記の通り農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 33 号 1 番朗読 他省略)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします

(11 番挙手)

議長

はい、11 番

1 1 番 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
1 番 知人から贈与を受けるものです。
2 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 43,668 円
3 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 42,463 円
4 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 50,000 円
5 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 73,855 円
6 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 171,601 円
7 番 申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 171,717 円
審査の結果、小委員会は許可相当と判断しました。以上報告します。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

1 7 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託され、5 月 19 日審査会を実施しましたので、その結果を報告します。
8 番 申請地を購入し営農を行う。10a あたり 300,000 円
9 番 兄から申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 97,975 円
審査の結果、小委員会と致しましては、許可相当と判断しました。以上報告します。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、許可する事に決定致します。

議長 続きまして、議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画について

下記の通り農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（貸借権）を作成したので計画通り承認する。

（議案第 34 号 1 番朗読 他省略）

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

（11 番挙手）

議長 はい、11 番

1 1 番 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画について
小林地区計 30 件、田 101,236m² 畑 126,869m² 計 228,105m²
以上、中間管理機構の案件から、許可相当と判断致しました。以上報告します。

（17 番挙手）

議長 はい、17 番

1 7 番 野尻地区計 10 件、田 11,425m² 畑 37,265m² 計 48,690m²
審査の結果、小委員会と致しましては、計画通り承認することにしました。
以上報告致します。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決します。議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（貸借権）について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので、計画通り承認致します。

議長 続きまして議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画について所有権を議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局

事務局

議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画について下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権）を作成したので、計画通り承認する。
（議案第 35 号 1 番朗読 他省略）

ありがとうございました。それでは、審査報告をお願いします

（11 番挙手）

議長

はい、11 番

1 1 番

議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画について所有権でございます。

1 番	一般事業、即売です。10a あたり	194,818 円	対価	1,000,000 円
2 番	一般事業、即売です。10a あたり	161,421 円	対価	400,000 円
3 番	一般事業、即売です。10a あたり	238,209 円	対価	1,000,000 円
4 番	一般事業、即売です。10a あたり	200,000 円	対価	387,200 円
5 番	一般事業、即売です。10a あたり	168,350 円	対価	400,000 円
6 番	一般事業、即売です。10a あたり	202,020 円	対価	200,000 円
7 番	一般事業、即売です。10a あたり	171,527 円	対価	400,000 円
8 番	一般事業、即売です。10a あたり	68,213 円	対価	50,000 円
9 番	一般事業、即売です。10a あたり	150,000 円	対価	661,050 円
10 番	一般事業、即売です。10a あたり	100,000 円	対価	504,300 円
11 番	一般事業、即売です。10a あたり	150,000 円	対価	175,350 円
12 番	一般事業、即売です。10a あたり	100,000 円	対価	108,300 円
13 番	一般事業、即売です。10a あたり	250,000 円	対価	870,250 円
14 番	一般事業、即売です。10a あたり	200,000 円	対価	189,200 円
15 番	一般事業、即売です。10a あたり	300,000 円	対価	1,658,100 円
16 番	一般事業、即売です。10a あたり	200,000 円	対価	748,200 円
17 番	一般事業、即売です。10a あたり	400,000 円	対価	492,400 円
18 番	一般事業、即売です。10a あたり	110,906 円	対価	180,000 円
19 番	一般事業、即売です。10a あたり	111,773 円	対価	150,000 円
20 番	支援事業、即売です。10a あたり	250,000 円	対価	516,500 円
21 番	支援事業、即売です。10a あたり	231,104 円	対価	791,300 円
22 番	支援事業、即売です。10a あたり	200,000 円	対価	136,000 円
23 番	支援事業、即売です。10a あたり	100,000 円	対価	246,000 円
24 番	支援事業、即売です。10a あたり	453,232 円	対価	8,000,000 円

審査の結果、計画通り承認することとしました。以上報告します。

（17 番挙手）

はい、17 番

17番 25番 一般事業、即売です。10aあたり 299,891円 対価 822,000円
26番 支援事業、即売です。10aあたり 148,876円 対価 2,000,000円
27番 支援事業、即売です。10aあたり 149,945円 対価 1,886,000円
審査の結果、計画通り承認することと致しました。以上報告終わります。

議長 ありがとうございます。只今審査報告がございましたが、意見のある方は、発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第35号 農用地利用集積等促進計画（所有権）についてを計画通り承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、計画通り承認致します。

議長 続きまして議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから、意見書を付して進達するものとする。

(議案第36号1番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番

14番 今月は第5小委員会に、事前審査を付託されましたので、20日に会長同席のもと、審査会を実施致しました。議案第36号第4条の許可申請であります。庭、車庫、通路の追認です。委員会では許可する事と致しました。報告終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は、発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定致します。

議長 続きまして議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について、下記の通り農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 37 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 転用の理由は、物品販売店舗です。委員会では、許可する事と致しました。報告終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について、意見書を付して進達する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員挙手ですので意見書を付して進達する事とします。

議事 続きまして議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議事 はい、事務局

事務局 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記の通り、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。
(議案第 38 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 転用の理由は、太陽光発電施設です。
委員会では申請通り許可する事と致しました。報告終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

議長 それでは採決します。議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について、意見書を付して進達する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員挙手ですので、意見書を付して進達する事と致します。

議長 続きまして議案第 39 号 非農地証明願い承認についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第 39 号 非農地証明願い承認について、下記の通り非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 39 号 1 番朗読 他省略)

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

1 4 番 議案第 39 号 非農地証明願承認についてです。
1 番 細野新田 調査事項は宅地です。
2 番 真方梅田 調査事項は原野です。
審査の結果、申請通り承認する事と致しました。以上報告終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

1 7 番 3 番 野尻町東麓大王 調査事項は原野です。
委員会としては、申請通り承認する事と致しました。以上報告終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

それでは採決します。議案第 39 号 非農地証明願承認について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、承認する事に決定致します。

議長 以上で議事は終了します。

午前 1 1 時 0 0 分 閉議

議事録署名

_____ 印

_____ 印